

本書の内容に、改正に伴い現行法規や規準にそぐわなくなっている箇所や、記載の間違いなどがございました。

ここに補足・訂正させていただきますとともに、深くお詫び申し上げます。

\* \* \*

p. 17 3行目

誤：許容濃度は 10ppm (0.001%) 正：許容濃度は **6ppm (0.0006%)**

p. 88 本文 1~4行目 以下に変更

住宅や学校、病院などの居室においては、採光のための開口部を設けなければならないという基準があります。例えば住宅の居室では、その部屋の面積の  $\frac{1}{7}$  以上の大きさの窓を設けなければいけません。建物の用途によって、その割合が決められています。

p. 88 表 以下に変更

□採光に必要な開口部の床面積に対する割合【令19条】

居室の種類		割合
(1)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、幼保連携型認定こども園などの教室	$\frac{1}{5}$
(2)	保育所及び幼保連携型認定こども園の保育室	
(3)	住宅の居住のための居室	$\frac{1}{7}$
(4)	病院、診療所の病室	
(5)	寄宿舍の寝室、下宿の宿泊室	
	児童福祉施設等の寝室（入所者が使用するものに限る）	
(6)	児童福祉施設等（保育所を除く）の居室のうち、入所者、通所者に対する保育、訓練、日常生活に必要な便宜の供与等の目的のために使用されるもの	
(7)	(1) 以外の学校の教室	$\frac{1}{10}$
(8)	病院、診療所、児童福祉施設等の居室のうち、入院患者、入所者の談話、娯楽等の目的のために使用されるもの	

p. 89 青枠内 9行目

誤：法 28 条 正：**令 19 条**

p. 105 上表 以下に変更

建築物の階 建築物の部分		最上階及び最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	最上階から数えた階数が5以上で9以内の階	最上階から数えた階数が10以上で14以内の階	最上階から数えた階数が15以上で19以内の階	最上階から数えた階数が20以上の階
壁	間仕切壁 (耐力壁に限る)	1 時間	1.5 時間	2 時間	2 時間	2 時間
	外壁 (耐力壁に限る)					
柱					2.5 時間	3 時間
床					2 時間	2 時間
はり					2.5 時間	3 時間
屋根					30 分間	
階段						

p. 150 左下図

誤：SSG 構法 正：DPG 構法

p. 182 下から 2 行目

誤：間隔は 1.5m 程度。 正：間隔はスラブが 0.9m 程度、梁は 1.5m 程度。

p. 183 12 行目青字部分

誤：5mm 正：7mm

p. 183 ガス圧接継手 図

C と D の位置が逆でした。

p. 185 表 以下に変更

コンクリートの材齢 平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメント A 種	混合セメント B 種	中庸熟及び低熟ポルトランドセメント 混合セメント C 種
20℃ 以上	2	4	5	7
20℃ 未満 10℃ 以上	3	6	8	9

混合セメント：高炉セメント、フライアッシュセメント

p. 207 3 行目

誤：ビニールクロスの下地とする場合は、ステンレス釘打ちとする。

正：張り付けには、ステンレス鋼製の小ねじを使用します。

以上